

一般社団法人sweeper定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人sweeperと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を大阪府大阪市大正区に置く。

(目的)

第3条 当法人は清掃、管理を通じて公衆衛生の向上、地球環境の保全又は整備、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)空き家、空き地管理・清掃
- (2)公園管理・清掃
- (3)墓石管理・清掃
- (4)前各号に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

事故、その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員 総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)成年被後見人又は、被保佐人になったとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4)1年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。
- (6)総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年8月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の 議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 2名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。